

内閣參質八二第一一號

昭和五十二年十二月十三日

内閣總理大臣 福田赳夫

参議院議長 安井謙殿

参議院議員喜屋武真榮君提出在サンタクルス(ボリヴィア)日本国領事事務所の領事館昇格等に  
關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武真榮君提出在サンタクルス（ボリヴィア）日本国領事事務所の領事館昇格等に関する質問に対する答弁書

一について

ボリヴィアの主要な農業地域たるサンタクルス州には本邦より相当数の移住者が入植し、また近年同地の在留邦人も増加する傾向にあるが、政府としてもかねてよりこれら在留邦人及び日系人に係る領事移住事務処理体制の整備の必要性を認識し、同地には在ボリヴィア日本国大使館より駐在官を派遣し所要の事務処理に当たらしめているところである。

他方、現段階では、サンタクルスに早急に領事館を設置することは、「一について」で述べる方針に照らし、困難な事情にある。

二について

大使館、総領事館等の我が国在外公館の設置については、一般的な方針として、世界全域における我が国在外公館網の整備状況を踏まえ、予算及び定員の効率的な運用を図るとの観点から、当該国に係る次の諸事項を総合的に勘案した上で、在外公館設置の緊要性を慎重に判断することとしている。

- (1) 政治、経済、文化等の諸分野における当該国と我が国との関係の緊密度
- (2) 当該国の国際間における政治的、経済的、文化的重要性
- (3) 当該国における在留邦人数及び本邦企業の進出状況
- (4) 当該国における第三国在外公館の設置状況
- (5) 当該国よりの要望等